

人身取引対策行動計画の概要

人身取引対策の重要性

人身取引は重大な人権侵害であり、人道的な観点からも迅速・的確な対応の必要

総合的・包括的な対策を早急に講じるための行動計画の策定



被害者を保護の対象として位置付け、きめ細かな対応

刑罰法令の整備と取締りの強化

人身取引を許容する要因となっていた諸制度の改正も含む人身取引の防止

人身取引の実態把握の徹底



総合的・包括的な人身取引対策

1 人身取引議定書の締結

5 留意事項

内外の関係機関等(外国関係機関、NGO等)との連携 社会啓発・広報活動

人身取引対策に関する職員に対する研修・訓練 行動計画の検証・見直し

2 人身取引を防止するための

諸対策

出入国管理の強化

旅行関係文書のセキュリティ確保

「興行」の在留資格、査証の見直し

* 外国機関認定資格のみによる基準充足

要件の削除

偽装結婚対策

不法就労防止の取組み

売買春防止対策

3 人身取引を撲滅するための

対策

刑事法制の整備

* 刑法改正による人身売買行為の犯罪化

取締りの徹底

旅行文書等に関する情報交換の推進

諸外国の捜査機関等との連携強化及び情報交換の推進

4 人身取引被害者の保護

被害者の認知

シェルターの提供

・婦人相談所の活用

・民間シェルター等への一時保護委託

カウンセリング、相談活動等の実施

交番等に駆け込んだ被害者の保護

被害者の在留資格の取扱い

(在留特別許可の付与)

被害者の安全の確保

被害者の帰国支援

(国費送還、IOMを通じた帰国支援)